

2013

文化審議会著作権分科会
法制・基本問題小委員会
著作物等の適切な保護と利用・流通に関するWT用資料

クラウド・サービスと著作権
～米国・関連民事裁判例の紹介～

2013.12.16

慶應義塾大学大学院法務研究科教授
奥邨 弘司

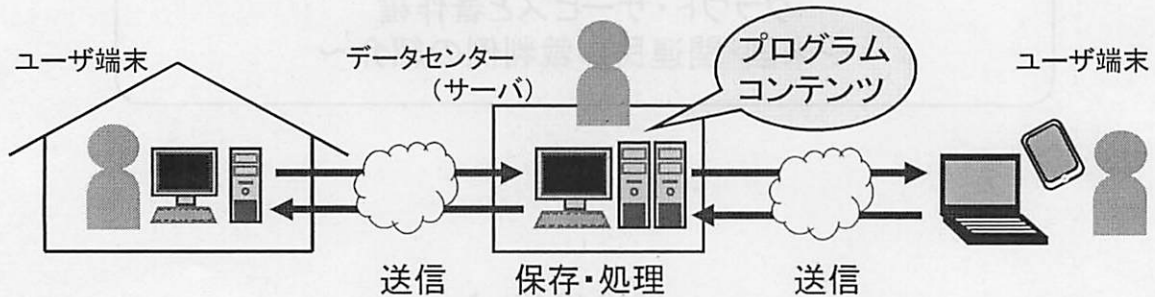
© 2013 Koji OKUMURA

- 1 クラウド・コンピューティングとは
- 2 ロッカー・サービスの4分類
- 3 MP3tunes事件判決
- 4 TV番組録画支援・転送支援サービスと公衆送信
 - 4-1 ケーブルビジョン事件控訴裁判決
 - 4-2 Aereo事件判決
- 5 まとめ

【クラウド・コンピューティングとは・・・】

最も単純化すれば、(仮想化技術などを用いつつ)インターネット経由でコンピュータ資源(サーバなど)を使用させること

主たる処理はサーバで行われる。サーバを動作させるプログラムも、処理対象であるデータやコンテンツも、全てクラウド上にある。



[3]

本日の報告においてクラウド・サービスとは、クラウド・コンピュータを利用したサービスのことを指す。

クラウド・コンピューティングについては、種々の定義がある。

しかしながら、最も単純化すると、その本質は(仮想化技術などを用いつつ)インターネット経由でコンピュータ資源(サーバ)を使用させること、にある。

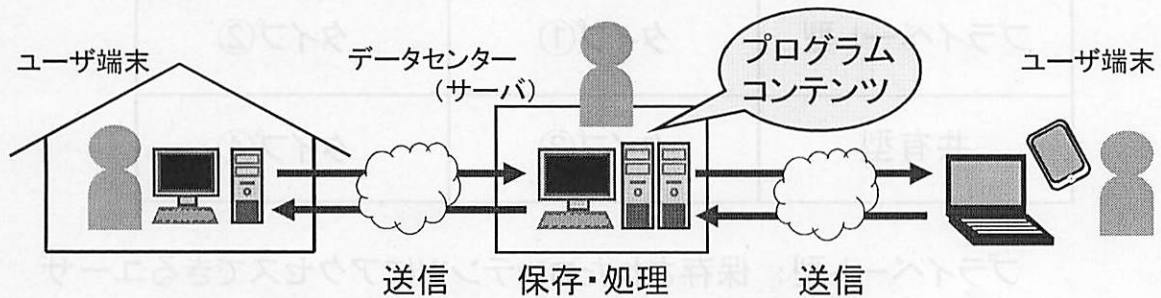
クラウド・サービスの内、我々に身近なのは、スマートフォンの音声認識検索であろう。音声認識や検索という核となる部分、そして重い処理の部分は、インターネット経由で接続されたコンピュータ(サーバ)が全て処理する。スマートフォンは、入力された音声を圧縮してサーバに送信し、検索結果を表示(または発声)するだけである。よって、端末は高機能なものが不要で、一方サーバ側を機能向上させれば、音声認識も検索も、より高度なものが可能となる、という利点がある。

情報の流れを整理すると、ユーザ端末とサーバの間で情報がやりとりされ、サーバでは保存・処理(音声認識と検索)、が行われていることになる。

【クラウド・コンピューティングとは・・・】

最も単純化すれば、(仮想化技術などを用いつつ)インターネット経由でコンピュータ資源(サーバなど)を使用させること

主たる処理はサーバで行われる。サーバを動作させるプログラムも、処理対象であるデータやコンテンツも、全てクラウド上にある。



保存・処理 ⇒ 最も単純なのはロッカー・サービス ⇒ 裁判例紹介

送信 ⇒ TV番組録画支援・転送支援サービスに関する裁判例の紹介

51

ここで、サーバでの処理を最も単純化すると保存だけになるから、結局、いわゆるロッカー・サービスに等しくなる。
つまり、ロッカー・サービスは、クラウドサービスの最も単純な形態といえる。
よって、1つ目のポイントとして、ロッカー・サービスについて検討する。

また、サーバと端末間で著作物がやりとりされる場合、関係する支分権は複製権と公衆送信権になる。(もちろん、サーバで保存以外の処理がなされ、かつその処理が支分権にかかる態様のものである場合は、それについても検討も必要となる。)

複製権についての問題は、ロッカー・サービスに関する検討で十分と思われるため、ポイントの2つ目としては、公衆送信権の問題について検討したい。
(TV番組録画支援・転送支援サービスに関する裁判例をとりあげる。)

なお、クラウド・サービスに係る著作権上の問題としては、クラウド・サービスで処理される著作物(主としてコンテンツ)に関する問題の他に、クラウド・サービスを動かす著作物(コンピュータ・プログラム)に関する問題が考えられる。今日の報告では取り上げないが、プログラムに関するライセンス契約の問題として把握される部分も多いだろう。

【ロッカー・サービスの4分類】

	配信型	自炊型
プライベート型	タイプ①	タイプ②
共有型	タイプ③	タイプ④

プライベート型：保存されたコンテンツにアクセスできるユーザは1人に限られる

共有型：多数のユーザによるアクセスが可能

配信型：クラウドに保存れるコンテンツは、サービス提供業者が用意する

自炊型：コンテンツはユーザが用意する

ロッカー・サービスと一口に言われるが、種々のものが混ざっているように思われるので、分類しておきたい。

分類の軸としては、まず、ロッカーにアクセスできるのが、ただ一人か、それとも多数か、という区別がある。アクセスできるのがただ一人の場合をプライベート型、多数の場合を共有型と呼ぶことにしたい。

次に、ロッカーに保存されるコンテンツを、ロッカー・サービスの提供者が用意するのか、それとも、ユーザが用意するのか、による分類も可能である。ここでは、前者を配信型、後者を自炊型、と仮に呼ぶことにしたい。

以上を踏まえると、ロッカー・サービスは、表のようにタイプ①からタイプ④までの、4つに分類することが可能となる。

タイプ① [プライベート・配信]

例: Amazon Cloud Player、電子書籍サービス

タイプ② [プライベート・自炊]

例: オンラインストレージ、MP3tunes、MYUTA

タイプ③ [共有・配信]

例: 配信サービス

タイプ④ [共有・自炊]

例: MegaUpload、GrooveShark

タイプ①は、プライベート・配信型のものであり、音楽であればAmazon Cloud Playerなどが典型例ではないかと思われる。また、電子書籍のサービスも、クラウドに書棚を確保できるものは、このタイプ①に分類できよう。

タイプ②は、プライベート・自炊型のものであり、狭義のロッカー・サービスといっても良いだろう。オンラインストレージサービスはタイプ②だし、有名なMYUTAのサービスもこれである。また今日ご紹介するMP3tunesのサービスも基本的にこれになる。

タイプ③は、共有・配信型のものとなる。もっとも、分類の加減上存在するが実際にはあまり意味のない類型である(なぜなら通常の配信サービスと変わらない)。

タイプ④は、共有・自炊型のサービスである。有名なところでは、米国でFBIによってサイトが閉鎖されたMegaUploadなどがこれに当たる。また、P2Pを利用したシステムで、ユーザがアップした音楽を、他のユーザがストリーミングで聴くことができるGrooveSharkと呼ばれるサービス(現在レコード会社等と係争中。一部和解)もこのタイプとなろう。

タイプ① [プライベート・配信]

例: Amazon Cloud Player、電子書籍サービス
⇒ サービス提供者が適切なライセンスを受ける

タイプ② [プライベート・自炊]

例: オンラインストレージ、MP3tunes、MYUTA
⇒ ユーザ (フェアユースの成否・非公衆送信)
業者 (二次的侵害責任の成否、DMCAセーフハーバ)

タイプ③ [共有・配信]

例: 配信サービス
⇒ サービス提供者が適切なライセンスを受ける

タイプ④ [共有・自炊]

例: MegaUpload、GrooveShark
⇒ 電子掲示板や動画投稿共有サービスと同様
DMCAセーフハーバの適用如何

それぞれのサービスについて、著作権法上どのような課題があるかを簡単に検討しておきたい。

まず、タイプ①にしてもタイプ③にしても、結局は配信サービスであるから、これを権利者の許諾なく行くと、ロッカーへの保存の部分は複製権侵害、ユーザへの配信の部分は、頒布権または公の実演権もしくは展示権侵害となる。しかも、サービス提供業者による直接侵害と評価されるだろう。もっとも、業者は、ライセンスを得てサービスを提供するのが一般的と思われる。

タイプ②については、後ほど詳しく見ていきたいが、ロッカーへの保存やロッカーとの送受信がユーザによって行われていると考えると、前者はフェアユース、後者はそもそも権利の対象外という議論になる。また業者は(仮に責任追求されるとして)二次的侵害責任を負うか否か、ということになる。なお業者の側からは、DMCAのセーフハーバの適用を主張する余地がある。

タイプ④は一見真っ黒なサービスに見えるが、法的には、電子掲示板や動画投稿共有サービスと等価であり、DMCAのセーフハーバの適用があるか否かで、業者の責任は変わってくる。(少なくともファイルをアップロードするユーザについては、原則、著作権侵害となろう。

【MP3tunes事件(正式事実審理省略)判決】

Capitol Records, Inc. v. MP3tunes, 821 F. Supp. 2d 627 (S.D.N.Y. 2011)

当事者

原告: EMIをはじめとするレコード会社・音楽出版社(計15社)

被告: MP3tunes社およびRobertson氏(CEO)

事実関係

「サービスのイメージ図」参照

訴訟前に、原告は、①自社の音楽350曲とそれを侵害するサイトのURLを特定した削除通知と、②自社のアーティスト名の一覧表と「特定されていなくても当社の著作物を全て削除すること」を求めた通知とをMP3tunes社に対して送付した。

MP3tunes社は、①で特定されたURLへのリンクをsideload.comより削除したが、ユーザのロッカーに保存されたファイルは削除しなかった。なお、原告側に、②では不十分で具体的に特定するように要請したが、②で十分との返答があった。

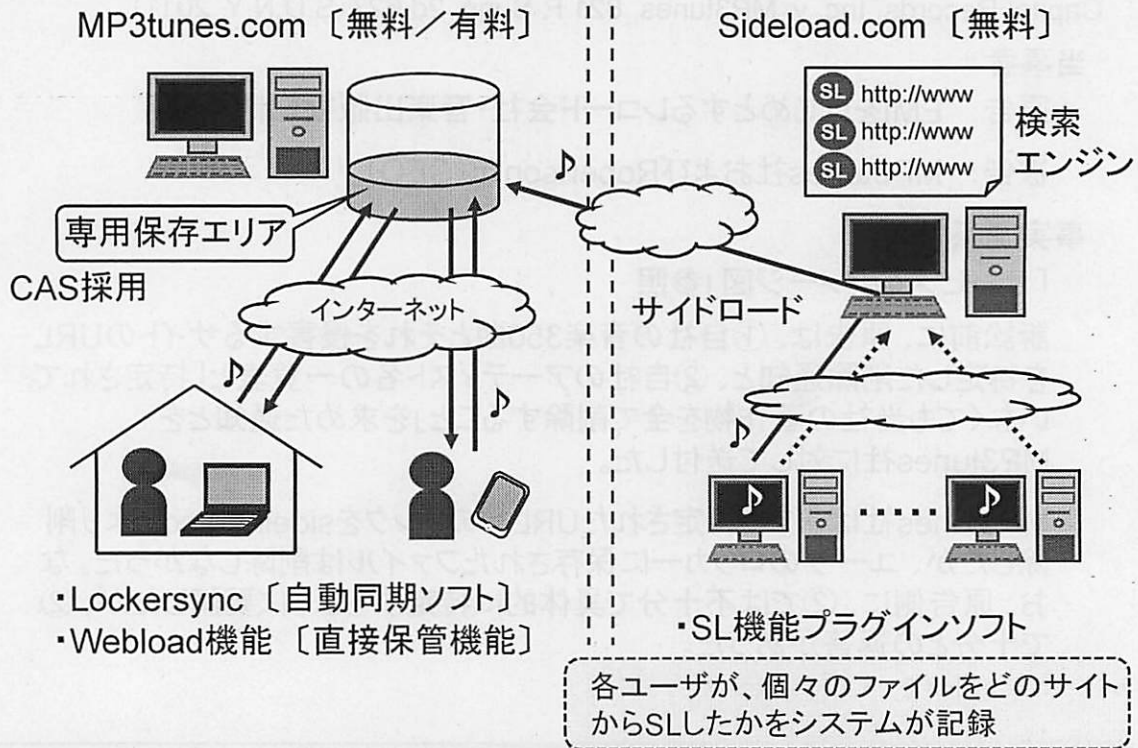
[13]

それでは、タイプ②ロッカー・サービスに関する裁判例として注目されたMP3tunes事件の正式事実審理省略判決について紹介することとしたい。

原告は、EMIをはじめとするレコード会社と音楽出版社である。
被告は、サービスを提供しているMP3tunes社と、その創設者でありCEOであるマイケル・ロバートソン氏である。(ロバートソン氏と音楽業界との間には、曰く因縁が存在するが、その点についての解説は時間の関係もあり割愛する。)

MP3tunes社のサービスの概要は次のスライドの通りである。

〔サービスのイメージ図〕



同社のサービスはMP3tunes.comとSideload.comの2つから成り立っている。MP3tunes.comの方は、典型的なタイプ②ロッカー・サービスであり、ユーザは自分の手持ちの音楽をクラウド上の自分専用のロッカーに保存し、取り出すことができる。

Sideload.comは端的に言うと、インターネット上で無料で公開されている音楽（当然、適法なものも違法なものもある）を検索できる検索エンジンのようなものである。MP3tunes.comのユーザがSideload.comを利用すると、表示された検索結果の音楽を「サイドロード」することができる。「サイドロード」とは、インターネット上のサーバからのダウンロードそして自分のロッカーへのアップロードという手間を掛けずに、インターネット上のサーバから自分のロッカーへ直接音楽を保存する機能である。なお、Sideload.comのシステムは、確ユーザがどのサイトから各自のロッカーにサイドロードしたかの記録を残していた。

レコード会社は、①無断で公開されている自社の楽曲名とそれを公開しているサイトのURLを通知すると共に、②所属アーティスト一覧も通知し、①②にかかる楽曲とURLの削除を求めた。MP3tunes社は、①で通知されたURLをSideload.comから削除したが、楽曲ファイルをユーザのロッカーから削除することはしなかった。また、②については、楽曲とURLの特定を求めたのみであった。

[DMCAセーフハーバ]

オンライン・サービス・プロバイダ

米国著作権法512条に法定の要件・手続きを満足

⇒ 著作権(直接・二次的)侵害につき損害賠償義務を免れる
+

過大な負担にならない限定的な差止命令のみ

- (a) 透過的デジタルネットワーク通信の場合
- (b) システムキャッシング
- ✓(c) ユーザの指示によりシステム上に存在する情報の場合
- ✓(d) 情報検索ツールの場合

裁判所は、本件の場合、以下のような適用の可能性があったとした

ミュージック・ロッカーサービス → 512条(c)

Sideload.comサービス → 512条(d)

[17]

ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所の判決について説明する前に、簡単にDMCAセーフハーバについて紹介しておきたい。なぜなら、この判決では、DMCAのセーフハーバの適用が最大の争点となったからである。

DMCAセーフハーバとは、著作権法512条に定められたセーフハーバのことであり、同条に定められた要件と手続きを満足する限り、オンライン・サービス・プロバイダは、著作権侵害(直接侵害も二次的侵害も)に関して損害賠償責任を免れ、また裁判所は、プロバイダに過大な負担とならない限定的な差止命令しか出せなくなる。

DMCAセーフハーバには、大きく4つの種類がある。

この事件では、ロッカー・サービスに関する部分については、512条(c)のセーフハーバの適用が検討され、Sideload.comサービスに関しては、512条(d)のセーフハーバの適用が検討された。

[DMCAセーフハーバが適用されるには・・・]

512条(d)もほぼ同じ

512条(c)のセーフハーバ ← 以下の全てが満足されること

- ① サービスプロバイダであること
- ② 以下の(a)(b)をともに満足する適格サービスプロバイダであること
 - N/A (a) 標準的技術的手段に適應しかつ阻害しないこと
 - (b) 反復的侵害者対処ポリシーを告知し実践していること
- ③ 以下の(c)(d)のいずれかであること
 - (c) (i)~(iii)の全てを満たすこと
 - (i) 侵害素材や侵害行為について現実の認識を有しない
 - (ii) 侵害行為を明白とする事実・状況(危険信号)を認識していない
 - △ (iii) DMCAに準拠した通知を受領していない
 - △ (d) (c)を満たさない場合、迅速に問題の侵害素材を除去・送信停止する
- ④ 以下の(e)(f)のいずれかであること
 - (e) 侵害行為の管理権・能力を有しない
 - N/A (f) 管理権・能力を有すが、侵害行為に直接的に帰する利益を受領せず

[19]

DMCAセーフハーバが適用されるための条件の内、判決で争われたものについてまとめたのが上記スライドである。条文と多少構成が違うが、内容において差はない。(この他にも、例えば通知を受領する窓口を設置することなどの要件があるが、今日は割愛する。)

上記スライド中の○やN/Aなどは、MP3tunes事件判決での判断結果を簡単に示したものである。○は要件を満たすという趣旨であり、N/Aは判決中に言及がないという意味である。△は、要件の満足を認めた部分と認めなかった部分があることを示している。

1点(△に関する部分)を除けば、動画投稿共有サイトに関する裁判例の傾向(プロバイダを厚く保護する傾向)とも整合する判決であった。

時間の関係でこのスライドに基づいた詳細な説明は割愛し、ポイントだけを取り出した、次のスライドを説明したい。

〔判決の構造と結論〕

DMCAによるセーフハーバの適用があるか？

反復的侵害者〔対処〕ポリシーの実践 → OK

現実の認識・危険信号の認識はないか？ → ない

DMCA準拠削除通知を受領していないか？

⇒ している ⇒ 迅速に削除したか？ ⇒ ※

侵害行為への管理権はないか？ → ない



※ 通知に特定されたURLをsideload.comより削除したことはOK。そこからユーザのロッカーにサイドロードされたファイルを削除しなかったのはNG

セーフハーバが適用されない部分について著作権侵害の成立

直接侵害(ユーザの違法楽曲ダウンロード) → 成立

寄与侵害(業者による認識+重大な寄与) → 成立

結論: セーフハーバが適用されない部分についてMP3tunesに寄与侵害の成立を認めた

裁判所は、ほとんどの要件は満足されると判断したものの、レコード会社などが行った通知(無断で公開されている自社の楽曲名と公開しているサイトのURLとを特定)をもって、MP3tunes社はDMCAに準拠する削除通知を受領していると判断して、通知で特定された楽曲やURLを、同社は迅速に削除した否かの判断に進んだ。

裁判所は、同社が、Sideload.comから、通知されたURLを削除した点は、セーフハーバの要件を満足するが、当該サイトからサイドロードされた楽曲をユーザのロッカーから削除しなかった点は、セーフハーバの要件を満たさないとして、それらの楽曲についてセーフハーバの適用を否定した。

そして、セーフハーバの適用がない部分について、MP3tunes社に寄与侵害の成立を認めた。

付言すると、ロッカーからの削除については、問題のシステムが、各ユーザがどのサイトからどの楽曲をサイドロードしたのかを記録する機能を有するシステムであったという事情に基づく判断であり、そのような機能のない一般的なタイプ②ロッカーの場合に、この説示がどのように影響するかは不明である。

[Reconsideration] 107 U.S.P.Q.2D (BNA) 1770 (S.D.N.Y. 2013)

裁判所は、判決の **reconsideration** を行った (2013年5月24日)



Viacom事件控訴裁判決(676 F.3d 19 (2d Cir. 2012))の影響

元の判決は、以下の点を法律問題として判断していた

通知記載されていない楽曲について、MP3tune社は現実の認識も危険信号の認識も有さない

見直し決定は、以下の理由から正式事実審理省略判決は不相当とした

①現実の認識

「故意の無知(willful blindness)」だったか否か、トライアルによって判断されるべき

②危険信号の認識は、DMCA準拠削除通知以外でも認められる余地があり、事実に関する真正な争いが残されている

[23]

ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所は、Viacom事件第2巡回区控訴裁判決に基づくReconsiderationを求める原告の申立を認め、正式事実審理省略判決から約1年半を経て、そのReconsiderationを行った。

元の判決では、通知(無断で公開されている楽曲と、公開しているサイトのURLの両方を特定)に記載されていない楽曲について、MP3tunes社は現実の認識も危険信号の認識も有さない旨、法律問題として判断していた。

しかし、見直し決定は、

①現実の認識は「故意の無知(willful blindness)」によっても認められる余地があり、「故意の無知」か否かは、トライアルによって判断されるべき。

②危険信号の認識についても、DMCA準拠削除通知以外を通じて認められる余地があるため、事実に関する真正な争いが残されている。

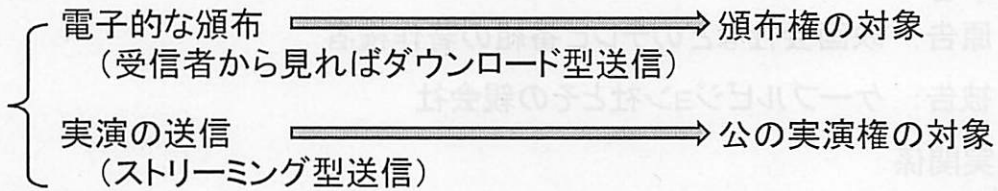
よって、①と②の両方の点で、正式事実審理省略判決は不相当とした。

ただし、見直し決定は、Viacom事件控訴裁判決に基づく上記①②は、積極的監視義務を課さないとしたDMCAと矛盾するのではと、疑問を呈している。

付言すると、元の判決後MP3tunes社は清算型破産手続きの途上にある。

【TV番組録画支援・転送支援サービスと公衆送信】

米国著作権法に「公衆送信権」と名付けられた権利は存在しない
しかし、例えば音楽著作物や視聴覚著作物については



〔MP3tunes事件における公の実演権の直接侵害問題〕

ダウンロード型送信もあったが、MP3tunes社による公の実演権の直接侵害の有無(結論否定)が問題となった ⇒ なぜか？

推測 (1) ユーザによる頒布、実演と解すると、自分にあてたものなので、侵害にならない。基礎となる直接侵害がないと、業者に二次的侵害を問えない。

(2) そこでケーブルビジョン事件控訴裁判決が持ち出された

[25]

続いて、公衆送信権に関する問題について検討したい。

もっとも、米国著作権法には公衆送信権と名付けられた権利は存在しない。しかしながら、公衆への送信は著作権の及ばない行為ではなく、一般に

① 著作物を電子的に頒布する場合、すなわち受信者の手元に複製物が作成される場合(通常ダウンロード型送信の場合)は、頒布権の対象と解されている

② 音楽著作物や視聴覚著作物の場合、その実演(実演の再生も含まれる)を送信する場合(通常ストリーミング型送信の場合)は、公の実演権の対象と解されている。

(ちなみに、テキストや図形をインターネット経由で閲覧させる行為は、公の展示権の対象と解されている。)

MP3tunes事件では、ダウンロード型送信もあったが、同社による公の実演権の侵害のみが問題となった。理由を忖度すると・・・

(1) 素直に考えると、頒布も実演もユーザが行っている。とすると、公のものではないので、権利侵害にならず、基礎となる直接侵害がない以上、業者に二次的侵害責任を問えなくなる。(2) そこで、注目され、持ち出されたのが次に説明するケーブルビジョン事件控訴裁判決の考え方であった。

なお結論だけ言うと、MP3tunes社による公の実演権侵害は否定された。

【ケーブルビジョン事件控訴裁判決】

Cartoon Network, LP v. CSC Holdings, Inc., 536 F.3d 121 (2d Cir. 2008)

当事者

原告：映画会社などのテレビ番組の著作権者

被告：ケーブルビジョン社とその親会社

事実関係

「RS-DVRのイメージ図」参照

争点

- ① ケーブルビジョン社による複製権の直接侵害の成否
 - (a) バッファについて
 - (b) ユーザの指示によるHDDへの録画について
- ② ケーブルビジョン社による公の実演権の直接侵害の成否

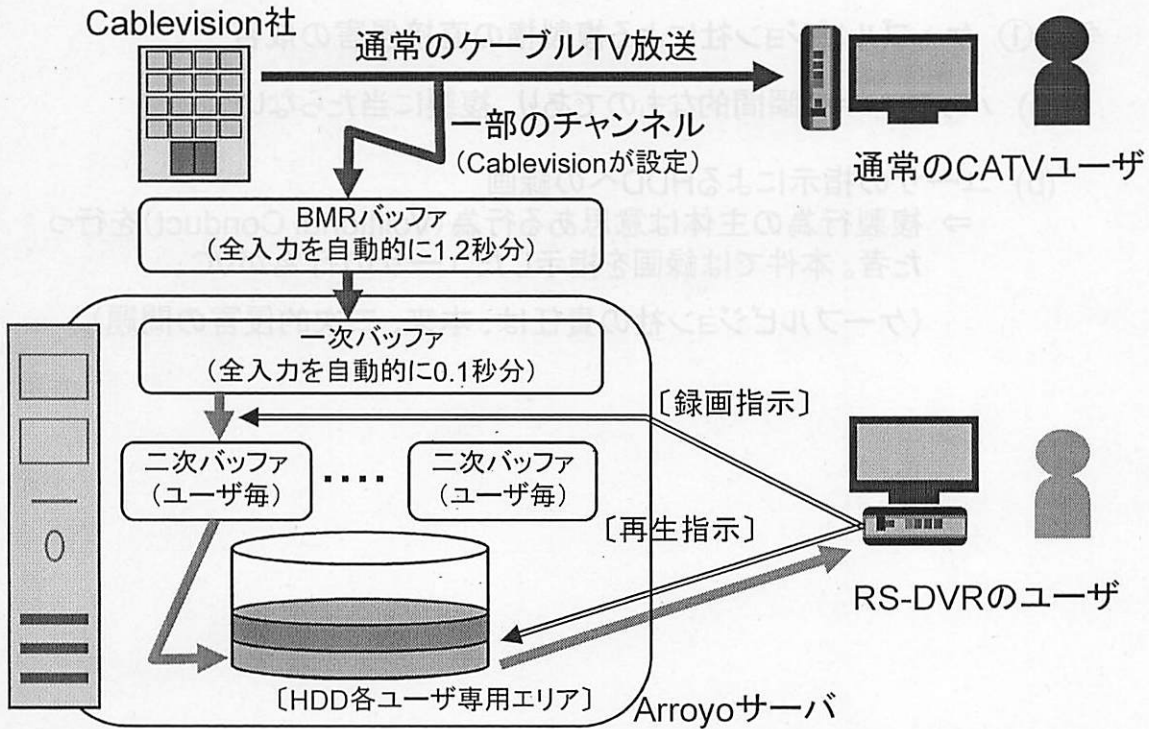
※ 原告・被告間で、二次的侵害は争わずまたフェア・ユースの抗弁も持ち出さない旨の取り決めがなされた

ケーブルビジョン事件(The Cartoon Network事件)は、極論すればケーブル放送会社が、タイムシフト録画の可能なまねきTVサービスを提供したに近い事案である。

原告は、映画会社などのテレビ番組の著作権者であり、被告は、ケーブルビジョン社(C社)とその親会社である。

問題となったRemote Storage DVR(RS-DVR)の仕組みは、概ね次のスライドのようになる。

〔RS-DVRの仕組みのイメージ〕



[29]

ケーブルビジョン社(C社)はRemote Storage DVR(RS-DVR)というシステムをユーザに使用させた。これは、ユーザが自宅のビデオでTV番組を録画する代わりに、C社の運営するサーバ上の自分専用の記録領域に録画し、録画したものを、後ほど自宅宛てにストリーミング送信して視聴することを可能とするものである。

録画指示と実際の録画のタイムラグをなくすため、番組は常に自動的に、短時間バッファリングされている。

また、同一の番組が複数のユーザによって録画指示された場合、録画ファイルは共有されず、各ユーザの記録領域に、ユーザ専用の録画ファイルが併存する。

なお、ユーザが録画できるのは、自分が視聴契約を結んでいるチャンネルの番組だけである。また、それらのチャンネルの中には、VODサービスを提供しているものもあるが、チャンネルごとにVOD契約のための追加料金が必要となる。RS-DVRはVOD契約していないチャンネルで利用できる。

[判決の概要]

争点① ケーブルビジョン社による複製権の直接侵害の成否

(a) バッファ ⇒ 瞬間的なものであり、複製に当たらない

(b) ユーザの指示によるHDDへの録画

⇒ 複製行為の主体は意思ある行為 (Volitional Conduct) を行った者。本件では録画を指示したユーザの行為がVC。

(ケーブルビジョン社の責任は、本来、二次的侵害の問題)

原告・被告間で、二次的侵害は争わずまたフェア・ユースの抗弁も持ち出さないとの取り決めがなされたため、争点は、C社による、①複製権の直接侵害と②公の実演権の直接侵害、が成立するか否かであった。

①複製権侵害については

(a) バッファは、瞬間的なものなので、複製に当たらない、と判断された。

(b) ユーザの指示によるHDDへの記録 (=複製) については次のように判断した。複製の主体といえるためには、意図ある行為 (volitional conduct) を行う必要があり、本件では録画を指示したユーザの行為がそれに該当する。故に、装置を使用させているだけのC社は、複製行為者ではなく直接侵害は概念できない。

C社については本来二次的侵害を検討すべきである (もっとも、先述の通り争点ではない)。

付言すると、この部分について、地裁はカラオケ法理的またはロクラク法理的な論理で、C社による複製として直接侵害を認めていた。

[判決の概要]

争点② ケーブルビジョン社による公の実演権の直接侵害の成否

公の実演・展示の定義

「著作物を『公に』実演または展示するというのは、①公衆に開かれた場所または、家族や家族の社会的な知己の通常の集まりを超えたかなりの数の人間が集まった場所で、著作物を実演または展示すること、または、②当該著作物の実演または展示を、①にあげた場所または公衆に向けて、何らかの装置または手段によって、送信またはその他の伝達を行うこと、である。なお、実演または展示を受け取ることが可能な公衆の構成員が、当該実演または展示を、同じ場所で受け取るか、離れた場所で受け取るか、さらには同時に受け取るか、異時に受け取るか、は関係がない。」

地裁 ⇒ 送信主体はC社。しかも同一の著作物を公衆に送信している。

控訴裁 ⇒ 仮に送信主体がC社だとしても、送信は公衆向けではない。ユーザ専用の複製物から作成される送信の受け手は個々のユーザ。よって公衆向けの送信ではない。

②公の実演権侵害については

著作権法101条の定義規定(特に下線部②)の解釈が問題となった。

地裁は、送信の主体をC社だとした上で、本件では、同一の著作物(番組)が、公衆に対して送信されているとして、公の実演に当たると解した。番組を起点とする考え方である。

一方、第2巡回区控訴裁は、仮にC社による送信だとしても、公の実演には当たらないとした。

文言上、送信の対象は著作物ではなくて実演である。また、実演の送信自体実演と考えるべきであるから、公の実演に当たるか否かは、個々の送信の受け手が公衆かどうかで判断することになる。

本件で、個々の送信は、各ユーザーが作成したユーザ専用の複製物から作成されるものであり、その受け手は各ユーザ自身であり、故に公衆向けの送信とはいえない。これは、地裁と対比するなら、送信の元となる複製物を起点とする考え方である。

【Aereo事件判決】

ABC v. Aereo, Inc., 874 F. Supp. 2d 373 (S.D.N.Y. 2012)

当事者

原告： テレビ局など

被告： ベンチャー企業Aereo社

事実関係

「Aereoサービス システムのイメージ」参照

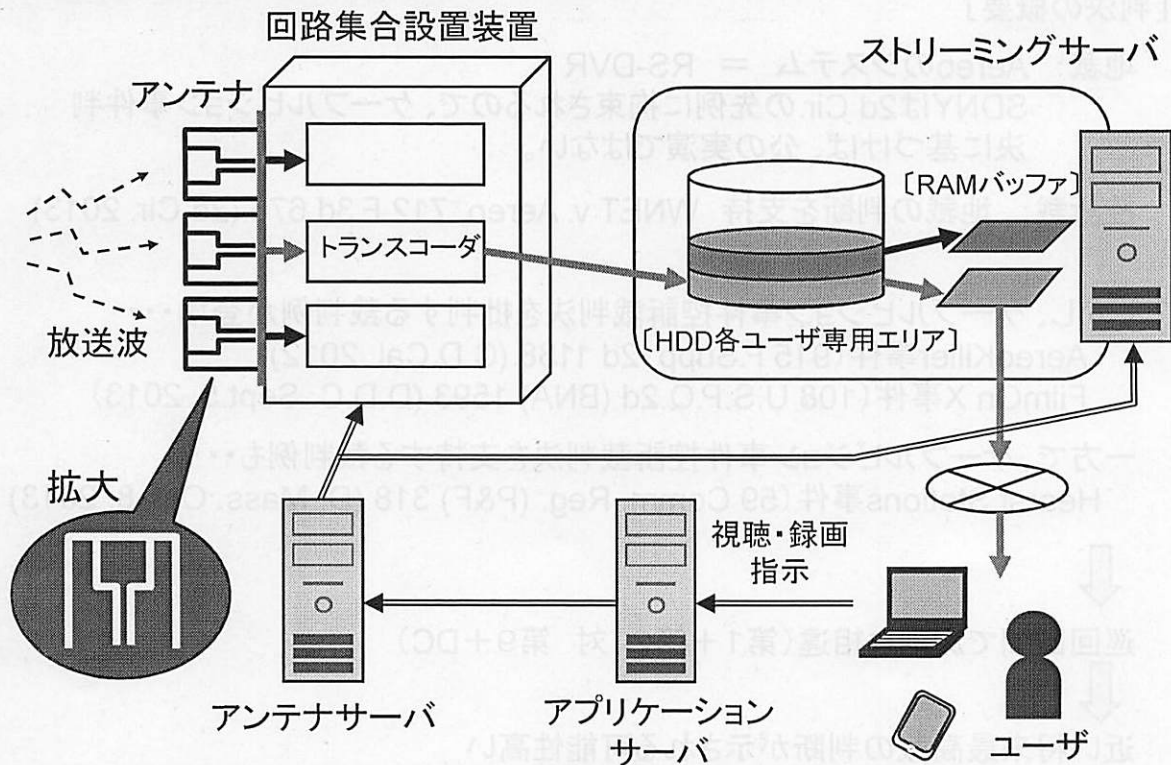
Aereo事件で問題となったサービスは、ケーブルビジョン事件控訴裁判決を十分に検討して開発されたものと思われる。

原告は、ABCなどのテレビ局やテレビ番組制作会社であり、被告はベンチャー企業Aereo社である。

原告は、被告がニューヨーク市で提供しているサービスが、著作権侵害（公の実演権侵害、複製権侵害、寄与侵害）および不正競争であるとしてニューヨーク南部地区連邦地裁に提訴した。

以下は、公の実演権侵害を理由とする定的差止請求に対する裁判所の判断である。

[Aereoサービス システムのイメージ]



Aereoのシステムには『視聴』モードと『録画』モードの2つがある。

ユーザが『視聴』を指示すると、アプリケーション・サーバがアンテナサーバに指示を出し、アンテナ・サーバは、親指大のマイクロ・アンテナ1つとトランスコーダ1つを1人のユーザに割り当てる。また、ストリーミング・サーバに対し、HDD上のユーザ専用記録エリアと、RAMバッファの割当てを指示する。各マイクロ・アンテナの出力は対応するトランスコーダでデータ化され、HDDの専用エリアに記録される。

記録されたデータは読み出され、RAMバッファに蓄積され(6~7秒分)、インターネット経由でユーザに送信される。HDD上の記録は、番組終了まで維持され、ユーザは早送り・巻き戻し・一時停止などのトリックプレイが可能となる。番組終了後HDD上の記録は削除される。

当初から『録画』を指示した場合、または当初は『視聴』を指示したが番組視聴中に『録画』を指示した場合、HDD上の記録は破棄されず保持される。そのため、ユーザはいつでも再生可能である。

〔判決の概要〕

地裁： Aereoのシステム = RS-DVR
SDNYは2d Cir.の先例に拘束されるので、ケーブルビジョン事件判決に基づけば、公の実演ではない。

控訴裁： 地裁の判断を支持 WNET v. Aereo, 712 F.3d 676 (2d Cir. 2013)

しかし、ケーブルビジョン事件控訴裁判決を批判する裁判例が登場・・・

AereoKiller事件(915 F.Supp. 2d 1138 (C.D.Cal. 2012))

FilmOn X事件(108 U.S.P.Q.2d (BNA) 1593 (D.D.C. Sept.5, 2013))

一方で、ケーブルビジョン事件控訴裁判決を支持する裁判例も・・・

Hearst Stations事件(59 Comm. Reg. (P&F) 318 (D. Mass. Oct. 8, 2013))



巡回区間で深刻な相違(第1+第2 対 第9+DC)



近い将来最高裁の判断が示される可能性高い

ニューヨーク南部地区連邦地裁は、Aereoのシステムを、(公の実演に関しては)ケーブルビジョン事件のRS-DVRと実質的に同一と評価した。そして、自身の属する第2巡回区の先例(=ケーブルビジョン事件控訴審判決)に拘束されるとして、先例同様の論理で、Aereoからユーザへの送信は、公の実演にならないとして、暫定的差止請求を退けた。

控訴されたが、第2巡回区のパネルは、やはりケーブルビジョン事件控訴裁判決を踏まえて、地裁の判断を支持した。

しかし、類似のサービス(Aereo Killer)に対するカリフォルニア中部地区連邦地裁の判決、および、同じく類似のFilmOn X事件に関するDC地区連邦地裁の判決のいずれも、ケーブルビジョン事件控訴裁判決の考え方を批判して、公の実演権侵害を認めた。

一方、サービスをボストンにも広げたAereoに対する判決で、マサチューセッツ地区連邦地裁は、ケーブルビジョン事件控訴裁判決を支持した。

主として地裁レベルの判決であるが、巡回区間の相違は、差止命令の範囲にも影響するなど深刻であり、最高裁の判断が示される日も遠くないように思われる。

【まとめ】

▶ ロッカー・サービス

タイプ②ロッカー・サービスについて、MP3tunes事件判決後は、DMCAのセーフハーバで保護されるのでは、と受け止められた部分も少なくなかった。しかし、Reconsiderationで状況は変化した。セーフハーバの適用可能性自体は否定されないとしても、トライアルに進まなければならないのだとすると、サービス業者には負担大。

▶ テレビ番組録画支援・転送支援サービスと公衆送信

ケーブルビジョン事件控訴裁判決の公の実演に関する考え方は、批判もあったが、リーディングケース的に捉える向きもあった。典型がAereoのサービス。

しかし、類似サービスに関する裁判例をみると、巡回区ごとに判断に齟齬を生じている。この論点は、近いうちに、最高裁で判断される可能性が高まっている。

当然、クラウド・サービスに影響も考えられる。

▶ 米国の状況は変化の途上。いずれに落ち着くかは不明。今後注視が必要。

[41]

[42]